平成２５年（フ）第８２号
愛知県豊橋市牟呂大西町２番地５　203
債務者　大場　力彦
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立陽一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月７日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第５８９号
名古屋市北区長喜町４丁目21番地の１　県営辻町住宅２街区２棟202号
債務者　西川　英治
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８号
宮崎県延岡市北川町川内名10613番地１
債務者　伊藤　秀幸
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　律博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１０号
島根県浜田市長沢町766番地43
債務者　平野　政志
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今城　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第３１号
新潟県上越市西本町３丁目11番７号
債務者　渡邉　　勲
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝妻　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１２４号
茨城県那珂郡東海村大字須和間113番地３
債務者　砂押　芳成
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂手木克好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２１３号
長野県松本市大字岡田下岡田236番地12
債務者　菅野　　修
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３８９号
京都市右京区西京極三反田町19番地の13
債務者　生島ふみ子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　悠子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１８５４号
大阪市東成区大今里１丁目33番21号
債務者　山口　**隆**弘
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伴城　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４８号
東京都世田谷区弦巻３―25―１、住民票上の住所愛知県豊橋市中浜町22番地　902
債務者　内藤　勝徳
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　裕行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第８４号
三重県四日市市三ツ谷町16番25号　三ツ谷コーポ久志本210
債務者　落合　宏充
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
熊本県玉名市岱明町鍋756番地
債務者　出口　俊信
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第２３号
山口県岩国市通津2789番地２
債務者　前坂　光男
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５１号
北海道白老郡白老町川沿２丁目７番６－２号美園団地33棟148号
債務者　松本　大祐
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
静岡県富士市富士見台５丁目２番地の６　メゾン田島404号室、住民票上の住所静岡県富士宮市万野原新田4056番地の９
債務者　佐野　浩史
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第８０号
静岡県富士市五貫島68番地の２　レオパレスアイン105号
債務者　神田　五郎（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５６号
愛知県一宮市住吉１丁目６番20号　フィオーレｂ号
債務者　カスタムマムこと　後藤留美子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部